

名古屋市福祉人材育成支援助成事業助成金交付要綱

（通則）

第1条 名古屋市福祉人材育成支援助成事業助成金（以下「助成金」という。）の交付に関しては、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

2 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

（目的）

第2条 この要綱は、助成金を交付することにより、第3条第1項に規定する対象事業所が実施する従業者のキャリアアップの取組の促進を図ることを目的とする。

（対象事業所）

第3条 助成金の交付対象となる事業所（以下「対象事業所」という。）は、市内に所在する介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項に規定する指定（法第71条第1項の規定により指定があったものとみなす場合を除く。）、法第42条の2第1項に規定する指定、法第46条第1項に規定する指定、法第48条第1項第1号に規定する指定、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）による改正前の法（以下「旧法」という。）第48条第1項第3号に規定する指定、法第53条第1項に規定する指定、法第54条の2第1項に規定する指定、法第58条第1項に規定する指定、法第94条第1項に規定する許可又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定を受けた事業者が運営する事業所のうち、次の各号に掲げるサービスのいずれかを行う事業所とする。

(1) 法第8条第1項に規定する訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護又は特定施設入居者生活介護（以下「居宅サービス」という。）

(2) 法第8条第14項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は複合型サービス（以下「地域密着型サービス」という。）

(3) 法第8条第24項に規定する居宅介護支援

(4) 法第8条第26項に規定する介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護医療院サービス又は旧法第8条第26項に規定する介護療養施設サービス（以下「施設サービス」という。）

(5) 法第8条の2第1項に規定する介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護又は介護予防特定施設入居者生活介護（以下「介護予防サービス」という。）

(6) 法第8条の2第12項に規定する介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「地域密着型介護予防サービス」という。）

(7) 法第8条の2第16項に規定する介護予防支援

(8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第5条第2項に規定する居宅介護（同条第3項に規定する重度訪問介護、同条第4項に規定する同行援護及び同条第5項に規定する行動援護を含む。以下同じ。）

(9) 障害者総合支援法第5条第18項に規定する計画相談支援（同条第20項に規定する地域移行支援及び同条第21項に規定する地域定着支援を含む。以下同じ。）

2 前項の規定にかかわらず、次の場合にあっては、同一の対象事業所として取り扱う。

- (1) 前項第 1 号に規定する居宅サービスと同一のサービスにおいて前項第 5 号に規定する介護予防サービスの指定を受けている場合
- (2) 前項第 1 号に規定する特定施設入居者生活介護と同一又は併設の場所において同号に規定する短期入所生活介護の指定を受けている場合
- (3) 前項第 1 号に規定する訪問介護又は訪問看護と前項第 2 号に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護の指定を受けている場合
- (4) 前項第 1 号に規定する訪問介護と前項第 8 号に規定する居宅介護の指定を受けている場合
- (5) 前項第 2 号に規定する地域密着型サービスと同一のサービスにおいて前項第 6 号に規定する地域密着型介護予防サービスの指定を受けている場合
- (6) 前項第 2 号に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護と同一又は併設の場所において前項第 1 号に規定する短期入所生活介護の指定を受けている場合
- (7) 前項第 2 号に規定する認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護と認知症対応型通所介護（当該認知症対応型共同生活介護事業所の居室又は食堂、当該地域密着型特定施設、当該地域密着型介護老人福祉施設の食堂又は共同生活室においてこれらの利用者、入居者又は入所者とともに行うものに限る。）の指定を受けている場合
- (8) 前項第 4 号に規定する施設サービスと同一又は併設の場所において前項第 1 号に規定する短期入所生活介護又は短期入所療養介護の指定を受けている場合

（対象事業）

第 4 条 市長は、対象事業所が実施する従業者（介護関係業務に従事する者（栄養士については、管理栄養士国家試験を受験する者に限る）に限る。以下同じ。）の資格取得を支援する事業（指定を受けているサービスに係る事業に限る。）のうち、次に掲げる試験又は研修（(1)に規定する喀痰吸引等研修については、第 3 条第 1 項 (8) に規定するサービスを行う事業所の従業者に係るものに限る。）を受けるために必要な経費を補助する事業（以下「対象事業」という。）に対し、予算の範囲内で助成金を交付する。ただし、第 8 条に定める交付決定を受けた日から当該年度 3 月 31 日までの間に実施した対象事業に限る。

- (1) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 5 条に規定する社会福祉士試験、同法第 40 条第 1 項に規定する介護福祉士試験、同法に規定する実務者研修及び同法附則第 4 条第 2 項に規定する喀痰吸引等研修
- (2) 精神保健福祉士法（平成 9 年法律第 131 号）第 5 条に規定する試験
- (3) 法第 69 条の 2 第 1 項に規定する介護支援専門員実務研修受講試験
- (4) 栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）第 5 条の 2 に規定する管理栄養士国家試験
- (5) 介護保険法施行規則第 22 条の 23 第 1 項に規定する介護職員初任者研修課程及び生活援助従事者研修課程
- (6) 平成 27 年 2 月 12 日老発 0212 第 1 号厚生労働省老健局長通知による介護支援専門員資質向上事業実施要綱 3 各号に規定する研修
- (7) 平成 27 年 4 月 22 日老高発 0422 第 1 号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知によるユニットリーダー研修実施要綱に規定するユニットリーダー研修
- (8) 平成 28 年 3 月 31 日老発 0331 第 2 号厚生労働省老健局長通知による認知症介護実践者等養成事業実施要綱に規定する認知症介護実践者研修及び認知症介護実践リーダー研修
- (9) 平成 28 年 3 月 4 日保医発 0304 第 15 号厚生労働省保健局医療課長通知による精神科訪問看護基本療養費を算定するための届出基準を満たす研修

- (10) 愛知県居宅介護職員初任者研修等事業者指定事務取扱要綱第 2 条第 1 項各号に規定する研修
- (11) 名古屋市移動支援事業従業者養成研修事業者登録事務取扱要綱第 2 条第 1 項に規定する移動支援事業従業者養成研修
- (12) 平成18年 4 月21日障発 0421001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知による相談支援従事者研修事業実施要綱に規定する相談支援従事者初任者研修
- (13) その他市長が定めるもの

2 前項に規定する対象事業のうち、他の助成金等の支給を受けているものについては助成の対象としない。

（対象経費）

第 5 条 助成金の交付対象経費（以下「対象経費」という。）は、対象事業所が負担するもののうち、別表 1 に定めるものとする。

（助成金額）

第 6 条 助成金の交付額（以下「助成金額」という。）は、対象経費に 4 分の 3 を乗じて得た額(1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)とし、その額がサービスの種別に応じて設定した別表 2 に定める助成限度額（以下「限度額」という。）を超える場合にあっては、限度額とする。

（助成金の交付申請）

第 7 条 助成金の交付申請をしようとする事業者（対象事業所を運営する法人をいう。以下「申請者」という。）は、対象事業所ごとに、名古屋市福祉人材育成支援助成事業助成金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添付し、対象事業の開始前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 福祉人材育成支援助成事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 事業の内容及び当該経費が分かる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

（助成金の交付決定）

第 8 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で、助成金交付の可否を決定し、その旨を名古屋市福祉人材育成支援助成事業助成金交付決定通知書（様式第 3 号）により申請者に通知するものとする。

（事業計画の変更及び中止）

第 9 条 前条の規定による助成金の交付決定を受けた申請者は、対象事業の内容を変更（ただし、対象経費に変更が生じるものに限る。）し又は対象事業を中止しようとするときは、変更（中止）事由が発生した日から起算して14日以内に名古屋市福祉人材育成支援助成事業変更（中止）申請書（様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。なお、変更の場合は、次に掲げる書類を添付し、対象事業の開始前までに提出することとする。

- (1) 事業の変更内容及び当該経費が分かる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による対象事業の変更又は中止の申請があったときは、市長は助成金の交付決定の変更の決定又は助成金の交付決定の取消しを行い、その旨を名古屋市福祉人材育成支援助成事業助成金交付決定額変更通知書（様式第 5 号）又は名古屋市福祉人材育成支援助成事業助成金交付決定取消通知書（様式第 6 号）により申請者へ通知する。

（申請の取下げ）

第10条 規則第8条第1項の規定による申請の取下げは、補助金の交付決定を受けた申請者がその旨を記載した書面を市長に提出して行うものとする。

2 規則第8条第1項に規定する期日は、補助金の交付決定を受けた申請者が第8条の規定による通知を受けた日から14日を経過した日とする。

（事業実績報告）

第11条 助成金の交付決定を受けた申請者は、交付決定を受けた対象事業が全て完了した日から起算して20日以内若しくは当該年度3月31日のいずれか早い日までに名古屋市福祉人材育成支援助成事業完了報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付し、市長に報告しなければならない。

- (1) 修了証の写し等事業の実施内容が分かる書類
- (2) 対象経費を事業所が支出したことを証明する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

（助成金の確定及び交付）

第12条 市長は、前条の規定により事業実績報告を受けたときは、その内容を審査した上で助成金額を確定し、申請者に助成金を交付する。

2 市長は、前項の審査において、対象経費が交付決定時を下回ることが確認された場合、助成金額を減額するものとする。この場合においては、名古屋市福祉人材育成支援助成事業助成金交付額変更通知書（様式第8号）により、変更後の金額を申請者へ通知する。

（助成金の流用禁止）

第13条 申請者は、この要綱により交付される助成金を、対象事業の実施に要した費用に充てるものとし、それ以外の目的に流用してはならない。

（交付決定の取消等）

第14条 市長は、助成金の交付決定を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、その決定を取消し、既に交付した助成金がある場合には、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

- (1) 事業を実施する意思が認められないとき。
- (2) 事業を完了する見込みがないとき。
- (3) 助成金の交付決定の条件に反する行為があったとき。
- (4) この要綱の規定に違反したとき。
- (5) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (6) その他助成金の交付決定を取消し、又は助成金を返還させることが適当と認められるとき。

（書類の整備）

第15条 助成金の交付を受けた者は、当該対象事業に係る書類を事業完了後5年間保存しておかなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度名古屋市福祉人材育成支援事業助成要綱（平成24年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、この要綱による改正後の要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとしてみなす。
- 3 この要綱の施行の際、現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年11月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、この要綱による改正後の要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとしてみなす。
- 3 この要綱の施行の際、現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている計画書は、この要綱による改正後の要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとしてみなす。
- 3 この要綱の施行の際、現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

＜別表 1＞対象経費

・試験受験料
・研修受講料
・その他市長が適当と認めるもの

※対象経費に飲食費は含まない。

＜別表 2＞助成限度額

サービス種別	助成限度額
訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護・短期入所療養介護、居宅介護支援、介護予防支援 障害福祉サービスの居宅介護(重度訪問介護・同行援護・行動援護を含む)、計画相談支援（地域移行支援・地域定着支援を含む）	100,000 円
地域密着型サービス、特定施設入居者生活介護	150,000 円
施設サービス	200,000 円

※介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスを含む。